令和元年度 大東市教育委員会 11月 定 例 会 会 議 録

- 1. 開催年月日 令和元年11月22日(金) 午前10時00分~午前10時45分
- 2. 開催場所 大東市教育委員会会議室
- 3. 出席者(5名)

教育長
教育委員
教育委員
教育委員
教育委員
教育委員
教育委員
教育委員
教育委員
本田 忠雄
・教育委員
一教育委員
一教育委員
一教育委員

4. 出席説明員(14名)

• 学校教育部長 澤田 芳彦 • 学校教育部指導監 岡本 功 · 生涯学習部長兼総括次長 南田 降司 • 学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 北田 吉彦 • 学校教育部教育政策室課長 藤原成典 • 学校教育部教育政策室課長 新井 雅也 • 学校教育部教育政策室課長 渡邊良 • 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 奥村 彰悟 学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩 • 学校教育部学校管理課長 清水 鉄也 • 生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎 • 生涯学習部生涯学習課参事 黒田淳 ・生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則 • 学校教育部教育策室上席主查 小田 恭裕

5. 傍聴者 1名

6. 議事日程

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 教委議案第35号 令和2年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針につい て

日 程 第 3 教委議案第36号 大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する規則の一部を改正する規則について

7. 議案書

教委議案第35号

令和2年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について

令和2年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、次のとおり決定する。

令和元年11月22日提出

大東市教育委員会 教育長 亀 岡 治 義

理由

市民の教育に対する期待と要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員の充実を図るため。

令和 2 年度 大東市立小·中学校教職員人事基本方針

令和元年11月22日制定大東市教育委員会

豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く 人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「令和2年 度市町村立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の 事項に重点をおいて適正な人事を行う。

- 1 本市のめざす教育、および各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
- 2 児童生徒数の増減および各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的 に人事異動を行う。
- 3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換および地区内異動等 の人事を積極的に進める。
- 4 新規採用の教職員については、豊かな人間性と教育に対する熱意を有する人材の 育成に努める。
- 5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材 の登用に努める。

		新	旧
=	令和2年月	生大東市立小・中学校教職員人事基本方針	<u>平成31年度</u> 大東市立小・中学校教職員人事基本方針
切り拓く針」及び	人材育成 「 <mark>令和 2 ⁴</mark>	な学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方 <u>下度</u> 市町村立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人 り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。	豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「 <u>平成31年度</u> 市町村立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。
1	司	右	1 本市のめざす教育、および各学校の教育目標の達成を図るため、全市 的視野に立ち、適材を適所に配置する。
2	同	右	2 児童生徒数の増減および各校の実情を踏まえた適切な定数管理のも とに、計画的に人事異動を行う。
3	同	右	3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換および地 区内異動等の人事を積極的に進める。
4	司	右	4 新規採用の教職員については、豊かな人間性と教育に対する熱意を有する人材の育成に努める。
5	同	右	5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を 備えた人材の登用に努める。

令和 2 年度大東市立小·中学校教職員人事取扱要領

令和2年度大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。

1. 教職員の人事について

(1)過欠員の調整

児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換および広域異動(以下「異動等」という。)を行い、効率的な過欠員調整を図る。

(2) 教職員構成の適正化

- ① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。
- ② 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国 人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材 を学校の実情に応じて配置に考慮する。

なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流経験者の配置については、 それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。

(3) 学校の活性化を図る人事の推進

学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。

(4) 市町村間等における人事交流の推進

異動等を行うに当たっては、市町村間、政令指定都市・豊能3市2町・他府県及び 異なる校種間等、多様な人事交流を積極的に推進する。

(5) 新規採用教職員の人事

新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。 また、新規採用教員の異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交 流を積極的に推進する。

(6) 首席・指導教諭の配置

首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行う。

(7) 異動の対象者

学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における 長期勤務者の異動を積極的に推進する。

- ① 新規採用者
 - 現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。
- ② ①以外の者

現任校において7年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。

- ・ 現任校における勤務年数が7年未満の者であっても、校長の意見具申を受け 市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが 適当であると認めた者を異動の対象者とする。
- ・ 現任校における勤務年数が10年以上の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務 させることがやむを得ないと認めた者は異動の対象者から除外する。

2. 校長および教頭の人事について

校長および教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、女性および若手教職員の登用を心がけ、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。

3. 女性教職員の人事について

- (1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

4. 教職員の退職について

年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨 の周知徹底を図る。

新	旧
<u>令和2年度</u> 大東市立小・中学校教職員人事取扱要領	<u>平成31年度</u> 大東市立小・中学校教職員人事取扱要領
<u>令和2年度</u> 大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。	平成31年度大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。
1. 教職員の人事について (1) 過欠員の調整 同 右	 教職員の人事について 過欠員の調整 児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置 換および広域異動(以下「異動等」という。)を行い、効率的な過欠 員調整を図る。
(2)教職員構成の適正化 ① 同 右	(2) 教職員構成の適正化 ① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。

新		旧
② 同 右		② 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材を学校の実情に応じて配置に考慮する。 なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。
(3)学校の活性化を図る人事の推進 同 右		(3) 学校の活性化を図る人事の推進 学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るととも に、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向 上を図る人事を推進する。
(4) 市町村間等における人事交流の推 同 右	進	(4) 市町村間等における人事交流の推進 異動等を行うに当たっては、市町村間、政令指定都市・豊能地区3 市2町・他府県及び異なる校種間等、多様な人事交流を積極的に推進 する。
(5)新規採用教職員の人事 同 右		(5) 新規採用教職員の人事 新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置と なるよう考慮する。 また、新規採用教員の異動に当たっては、様々な教育活動を経験で きるよう人事交流を積極的に推進する。

新	旧
(6) 首席・指導教諭の配置 同 右	(6) 首席・指導教諭の配置 首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の 上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るた め、計画的に行う。
(7) 異動の対象者 同 右	(7) 異動の対象者 学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、 同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。
① 新規採用者同 右	① 新規採用者 現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途と する。
② ①以外の者 同 右	② ①以外の者 現任校において7年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途 とする。
	・ 現任校における勤務年数が7年未満の者であっても、校長の 意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪 府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動 の対象者とする。

	亲	f	旧
			現任校における勤務年数が10年以上の者であっても、校長 の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大 阪府教育委員会が引き続き勤務させることがやむを得ないと 認めた者は異動の対象者から除外する。
2. 校長および教頭の人事に	こついて 同	右	2. 校長および教頭の人事について 校長および教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十 分考慮するとともに、女性および若手教職員の登用を心がけ、学校の実 情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進 するため、適材を適所に配置する。
3. 女性教職員の人事につい (1)	て同	右	3. 女性教職員の人事について (1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を 計画的に進める。
(2)	同	右	(2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。
4. 教職員の退職について	同	右	4. 教職員の退職について 年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用に ついては、その趣旨の周知徹底を図る。

教委議案第36号

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改 正する規則について

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和元年11月22日提出

大東市教育委員会 教育長 亀 岡 治 義

理 由

「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」が改正され、令和元年10月18日から施行されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

令和元年11月22日教委規則第6号

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和41年教 委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(障害のある職員についての特例)

第4条の3 第2条及び第4条の規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号。以下この条において「法」という。)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員について、当該職員の特性に応じた安定的な 勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩 時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。

- (1) 法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は法 第37条第2項に規定する精神障害者である職員
- (2) 前号に掲げる職員のほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員

附則

この規則は、公布の日から施行する。

· ·	
新	旧

第1条 (略)

(勤務時間の割振り)

- 割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45 分(休憩時間を除く。)とする。ただし、育児短時間勤務 職員等および再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り は、午前8時30分から午後5時までの範囲内(休憩時間 を除く。)で、別に定めるものとする。
- 2 校長は、学校運営上必要があると認める場合は、職員の 全部または一部について、前項に規定する勤務時間の割振 りを変えることができる。
- 3 校長は、前項の規定により勤務時間の割振りを変える場 合は、職員に、あらかじめ相当の期間をおいて周知させる ものとする。

第3条 (略)

(休憩時間)

第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長 | 第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長 が、午前11時から午後2時までの間に置くものとする。 ただし、育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職

第1条 (略)

(勤務時間の割振り)

- 第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の|第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の 割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45 分(休憩時間を除く。)とする。ただし、育児短時間勤務 職員等および再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り は、午前8時30分から午後5時までの範囲内(休憩時間 を除く。)で、別に定めるものとする。
 - 2 校長は、学校運営上必要があると認める場合は、職員の 全部または一部について、前項に規定する勤務時間の割振 りを変えることができる。
 - 3 校長は、前項の規定により勤務時間の割振りを変える場 合は、職員に、あらかじめ相当の期間をおいて周知させる ものとする。

第3条 (略)

(休憩時間)

が、午前11時から午後2時までの間に置くものとする。 ただし、育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職 員の休憩時間は、午前11時から午後2時までの範囲内で、 別に定めるものとする。

2 校長は、学校運営上必要があると認める場合は、前項に 規定する休憩時間を他の時間に変えることができる。 (育児または介護を行う職員についての特例)

- 第4条の2 第2条および前条の規定にかかわらず、次の各 号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によ りその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間 の割振りおよび休憩時間は、公務の運営に支障がない場合 に限り、別に定める。
 - (1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の養育
 - (2) 小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。)を行う施設等への送迎
 - (3) 条例第8条第5項に規定する被介護人のある職員 当該被介護人の介護

員の休憩時間は、午前11時から午後2時までの範囲内で、 別に定めるものとする。

2 校長は、学校運営上必要があると認める場合は、前項に 規定する休憩時間を他の時間に変えることができる。

(育児または介護を行う職員についての特例)

- 第4条の2 第2条および前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振りおよび休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。
 - (1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子 の養育
 - (2) 小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。)を行う施設等への送迎
 - (3) 条例第8条第5項に規定する被介護人のある職員 当該被介護人の介護

(障害のある職員についての特例)

- 第4条の3 第2条及び第4条の規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下この条において「法」という。)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員について、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。
 - (1) 法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に 規定する知的障害者又は法第37条第2項に規定する精神 障害者である職員
 - (2) 前号に掲げる職員のほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員

第5条~第6条 (略)

第5条~第6条 (略)

8. 会議録

亀岡教育長

それでは、11月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしくお願いします。

 本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によろしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第35号「令和2年度大東市立小・中学校教職 員人事基本方針について」の提案理由の説明をお願いします。

新井課長

日程第2 教委議案第35号「令和2年度大東市立小・中学校教職員人事 基本方針」の決定について教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、市民の教育に対する期待と要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るためでございます。

それでは2枚目の「令和2年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針」 をご覧ください。

豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、下記の事項に重点を置いて適正な人事を 行うものです。

人事基本方針に関しましては、昨年度の基本方針からの内容の変更点はございません。従いまして、3枚目にあります市の新旧対照表のとおり、年次修正のみとしております。

次に、この基本方針を踏まえた具体的な方向性を4枚目以降の「令和2年 度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領」に示しております。

市の要領は、大阪府教育委員会が示す人事取扱要領が基礎となります。

今年度、府の要領につきましては、特に変更点はなく、年次修正のみとなっております。従いまして、市の要領につきましても、5枚目につけました市の新旧対照表のとおり、年次修正のみとしております。

それでは、「令和2年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領」について、概要を説明させて頂きます。

まず、1. 教職員の人事について(1)過欠員の調整については、児童・ 生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換えおよび広域 異動を行い、効率的な過欠員の調整を図ってまいります。

次に、(2)教職員構成の適正化でございます。年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案し、各分野の推進力となる教職員を適正に配置し、教職員構成の適正化に努めてまいります。

次に、(3)学校の活性化を図る人事の推進についてです。これまで新規 採用者の大量採用が続いた中で、若手教職員の育成とその活躍が学校運営の ポイントであり、学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進してまいります。

次に、(4) 市町村間等における人事交流の推進について、異動等を行う に当たっては、様々な人事の交流を積極的に推進してまいります。

- (5) 新規採用教職員の人事について、新規採用教職員については、資質向上の観点から適正な配置を考慮し、異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進してまいります。
- (6) 首席・指導教諭の配置についても、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行ってまいります。
 - (7) は異動の対象者についてでございます。

学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進いたします。基準として、新規採用者については4年から6年、それ以外のものは7年から10年を基準としております。

続いて、2. 校長および教頭の人事については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置してまいります。

次に3. 女性教職員の人事については、(1) 主任等の任命に当たり、女性教職員の活用を計画的に進めるとともに、(2) 母性保護の観点に十分留意してまいります。

最後に、4. 教職員の退職について、年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知を図ることとしております。

以上、人事基本方針並びに人事取扱要領について提案をさせていただきま した。何卒、よろしくご審議のほどお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

太田委員

人事異動について、新規採用者は最長で6年、それ以外の場合は最長10 年で異動とのことですが、次年度の異動対象者は何名ですか。

新井課長

小学校では、新規採用者で在籍6年以上、育児休暇で7年の職員も含めて14名であり、新規採用者以外で在籍10年以上は11名です。中学校では、新規採用者で在籍6年以上が8名、新規採用者以外で在籍10年以上は2名となっております。

水野委員

首席・指導教諭の配置について、現状では首席の方は市内で何名おられますか。

新井課長

小・中学校で合わせて11名です。

水野委員

首席の任命過程を教えて下さい。

新井課長

首席の任命過程といたしましては、学校から推薦をいただき、市教委の選 考を経て、教育長の推薦をもとに、大阪府の選考を受けていただきます。

水野委員

市内小・中学校数からしますと、今お聞きした首席教諭の人数は少ないの かなと感じます。いわゆるミドルリーダーのポジション、今後の世代交代を 考えるとすごく大切かと思います。首席になりたいという方が少ないのか、 そもそも狭き門なのかどちらでしょうか。

新井課長

もちろん首席を担う力を持っておられる教職員を配置することで、ミドルリーダーとしての力を発揮し、効果を得られるかと考えております。制度として基本的には各学校1名となっておりますが、20名を最大に考えております。現状では20校中11校に配置ということですので、今後も首席を担えるようなミドルリーダーの育成とその配置について、市教委として考えていきたいと考えております。

水野委員

是非よろしくお願いします。やはり、まず首席になりたいと思われるような情報共有と、現首席がいかに輝いて仕事をしているかが問題と思います。 教育委員会としても、積極的に首席になっていただけるような方向性を持っていただきたいと思います。

次に、人事異動につきまして、異動年数は府教委か市教委かどちらが決めるのでしょうか。

新井課長

府教委で新規採用者は4年から6年で異動ということで、それに準じて市 教委も行っております。また、新規採用者以外の教職員で11年以上在籍す る場合には、府教委と協議が必要になりますので、原則のかたちに従って人 事異動を進めているところです。

水野委員

ということであれば、例えば、大東市教委の独自の異動対象年数として、 最長12年とすることは現実的には難しいということでしょうか。

新井課長

府教委との協議が必要となるため、市独自や学校事情で異動しないということはございません。ただし、新規採用者で7年以上、それ以外の教職員で11年以上在籍の場合であっても、育児休暇や病気休暇等で長期で休まれている場合には対象外となります。

水野委員

海外の事例を見てみますと、教職員の異動がそもそも無い国もあります。 メリットといたしましては、地域に根ざした、また自らの勤務先が変わらな い等であり、デメリットといたしましては、人間関係でグループが固まって しまう等と考えます。現状、新規採用者で4年から6年、それ以外の教職員 で7年から10年というのはメリットが勝っているのか、デメリットが勝っ ているのかという検証はされているのでしょうか。

新井課長

検証というかたちでアンケートはしておりませんが、異動対象年数に達している教職員へ異動調書を提出してもらっておりまして、そのなかで異動先で力を発揮したい項目を設けており、記入いただいております。在籍していた学校で経験してきたことを次の学校へ活かしてもらいたいという意図で記入いただいているのですが、市全体として色々な経験をされた方が異動した学校でも活躍されているというところで必要性を感じているとともに、効果も得られていると考えております。

水野委員

府教委の権限である部分もあって、答えにくいところがあったかなと思いますが、引き続きメリットになって欲しいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

太田委員

私の現役時代にはあったのですが、現在も一定年数他市へ異動し、経験を 積み、戻ってきてその経験を活かすような人事異動制度はありますか。 新井課長

府教委の人事異動制度にチャレンジ人事交流制度というものがあります。 原則で2年間、北河内内で勤務し、そこで得た経験を還元していただいた り、逆に他市から本市に来られ、その方に他市の取組を発表していただいた りというものがございます。

太田委員

来年度、人事交流においては大東市から何名程度が出ていくことを予定されていますか。

新井課長

府教委といたしましては、出来る限り多数とされていますが、現状では 1 名を予定しています。

太田委員

人事交流を終えて大東市に帰ってきた場合、元の学校に戻ることになりま すか。

新井課長

対象者は新規採用者の4年から6年在籍している教職員に限られ、2年間の交流を経ると異動対象年数となることから、基本的には元の学校には戻ることはございません。

田中委員

女性教職員の人事について、女性教職員が管理職になる比率は増加傾向に ありますか。

新井課長

現状では少しずつ増加傾向となっております。

田中委員

女性教職員が結婚、そして出産となれば産休・育休を取得せざるを得ない必要性があると思いますが、今の時代は育休は女性に限られないと思います。男性教職員の中で育休を取得された方はいらっしゃいますか。

新井課長 亀岡教育長 現状、1名が育休で1年間休まれています。

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第3 教委議案第36号「大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

新井課長

日程第3 教委議案第36号「大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」の提案理由 を説明いたします。

改正の理由といたしましては、大阪府教育庁において、「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」が改正され、令和元年10月18日に施行されたことに伴い、本市の関連規則の所要の改正を行う必要があるためでございます。

今回の改正の内容につきましては、資料にありますとおり、「障がいのある職員についての特例として、障がいの特性に応じた安定的な勤務のために、校長が必要と認めた職員は、公務の運営に支障がない場合に限り、早出遅出勤務を認める」ことを目的としたものでございます。

したがいまして、今回、市の規則の改正に関わる点としましては、別紙、 新旧対照表にありますとおり、障がいのある職員についての特例として、 「第4条の3」の文言を追加するものでございます。 以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお 亀岡教育長 願いします。

太田委員 勤務時間について、ずっと疑問に感じていたのですが、児童・生徒の登校 |時間が8時前後に対し、教職員の勤務時間は8時30分から17時00分ま

でとなっております。勤務時間の割振りという文言がこちらにありますが、 例えば、ある校長が全教職員の出勤時間を8時00分から16時30分とす

る旨の申し出があった場合、その変更は可能でしょうか。

規則に勤務時間が8時30分から17時00分であることが示されており

ますので、原則この時間での勤務となっております。

校長から申し出があった場合には却下ということでしょうか。 太田委員

教職員の働き方改革にも関連しますが、現状、教職員の勤務時間は規則ど 新井課長 おりとなっていますが、児童・生徒の登校時間との差の空白時間について は、子どもたちのためにという先生方の考えのなかで対応をされてきまし

> た。今後については勤務時間の削減に向けて、国や府が検討していくかたち で動いており、時間差勤務等の具体案が示される可能性があるとともに、市

といたしましても検討すべき内容であると考えております。

大阪府北部地震の際は教職員の勤務時間外でした。児童・生徒は学校が指 定した時間に登校し、教職員は8時30分勤務でしたので、地震が発生した 時には勤務していない教職員も多数おられたと思います。先程、新井課長が おっしゃられたように、当時子どもたちのためにということで早く勤務した 教職員による避難誘導等の対応で何とかなったということが事実だと思いま す。ということも含めて、どう考えても児童・生徒へ8時10分までに登校

するよう指示し、教職員は8時30分からの勤務というのはおかしいと考え ます。今後はこのあたりも含めて検討していただき、府教委へ申し出ていた

だきたいなと思います。

亀岡教育長 他にございませんか。

> 無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めま す。

【举手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

以上で本日の案件は終了いたします。

他に委員の皆様から何かございますか。

不登校の支援の件でお話させていただきたいのですが、2年ほど前に教育 機会確保法が制定されまして、法律上は不登校の子どもたちは学校復帰が必 ずしも必要ではなく、学校以外の多様な教育機会をしっかり整備し、確保し ていこうというのが趣旨である一方、文科省からの通知では学校復帰を前提 とする文言が残っていまして、法律と文科省からの通知に差がありました。 ですので、他の市町村においても、学校復帰を前提とするような支援が教育 委員会で組まれていましたが、先日、文科省から新たな通知がありまして、 法律に合わせたかたちで、学校復帰を前提とするという文言が全て削除され ました。つまり、学校へ行けない子、行かない子に対して、学校へ戻るとい

新井課長

太田委員

亀岡教育長

水野委員

うのも1つの選択肢として残りつつ、その他の多様な教育機会も確保しないといけないという流れに今後間違いなくなります。法律も文科省からの通知もそうなりましたので。これを受けて、大東市の現状では、適応指導教室ボイスが代用されているかと思いますが、今後どのような見通しで時流に合わせていくか、何かお考えがあればお聞かせ願えますか。

渡邊課長

水野委員がご指摘のとおり、11月11日付で本市の方から各学校へ文科省からの通知を送付したところでございます。現在、適応指導教室ボイスが10年以上前からございまして、やはりその中の学習活動でありますとか、人員の充実等をもって、学校復帰のみならず、そういった子どもたちにしっかり対応していかなければならないと考えておりますので、予算要求の話となりますが、次年度以降、教育支援センターとして、新たに改善となった進むべき方向について、また各校に研修を通じて不登校の捉え方について、そういったところの周知を進めて行きたいと考えております。

水野委員

渡邊課長がおっしゃられたように、今後、教育支援センターの設置が市教 委へ下りてくると思います。ですので、現状の適応指導教室ではなく、教育 支援センター化を目指していかなければいけないと思います。さらに、多様 な学習機会の確保の提供も踏まえていただき、予算が必要になることだと思 いますが、是非頑張っていただきたいと思います。

もう一点ですが、先日、青少年指導員さんの北河内の表彰式典に参加させていただいたのですが、感じましたのは、地域の方々が学校教育・家庭教育にものすごく関心を持って活動されておられるなというところです。大東市においては、家庭教育支援事業を進めていますが、私が聞き及ぶところですと、各地へ子育てサロンのいくカフェをしていたり、小学1年生の全戸訪問で我が家にもお越しいただきましたが、2学期のいくカフェや全戸訪問の印象をお聞かせ願いますか。

北田総括次長

この事業は4年目となりましたので、1年生の全戸訪問の際には事業そのものを認識していただき、好意的な対応をしていただいたご家庭が多い印象です。2学期のいくカフェにつきましては、各小・中学校区でお祭り等を実施されておられましたので、それに参加させていただきました。イベントということで、来訪者が多かったものですから、多くの保護者や子どもたちにご参加いただけました。

水野委員

先程、学校の先生の働き方改革の話が少し出ましたが、教育の担い分けの部分をもう1度確認しないといけない時代になったのかなと感じてます。ですので、家庭教育の支援を行うことで、家庭が前向きに子育てに取り組んでいければ、何でもかんでも学校に子育ての事まで丸投げすることは先生方の負担になるでしょうし、そして、地域の方々も、なんとか地域を良くしたいな、学校に関わりたいなという声も私のところに届いております。しかしそこで出てくるのが、僕たちは関わりたいけど、学校側がシャットアウトしているように感じるという意見があります。しかし、先生方は地域の方々に手伝ってもらってでも、業務を切り分けていかないとしんどい時代になってきておりますので、家庭・地域・学校が三位一体となって、しっかりと皆がWINKINになれるような関係性で、市教委としては、包括的に全体を捉え

ながら進めていただきたいなと感じました。 他にございませんか。 無いようですので、以上をもちまして、11月の教育委員会定例会を終了 いたします。	亀岡教育長
以上	

令和元年12月23日

亀岡教育長

田中委員